

令和7年度第2回さいたま市再犯防止推進協議会 議事録

日時	令和8年1月26日（月）10時～12時
場所	大宮区役所 6階 大会議室
出席者等 （敬称略）	<p>【出席委員】</p> <p>明石 史子 さいたま保護観察所 処遇第二部門 首席保護観察官 金本 徳夫 埼玉県地域生活定着支援センター センター長 佐藤 政樹 さいたま市社会福祉協議会 事務局長 沢崎 俊之 埼玉大学 名誉教授 清水 義恵 更生保護法人清心寮 理事長 清水 弘子 関東矯正管区 更生支援企画課長 白石 宏行 白石工業株式会社 会長 鈴木 智美 さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官 田中 茂樹 川越少年刑務所 総務部 調査官 田中 真菜 さいたま地方検察庁 刑事政策総合支援室長 辻本 俊之 NPO 法人埼玉ダルク 施設長 野中 味恵子 さいたま市民生委員児童委員協議会 理事 平原 興 埼玉弁護士会 弁護士 増岡 一夫 さいたま浦和地区保護司会 会長 眞鍋 伸介 埼玉県警察 さいたま市警察部 総務課 企画補佐官</p> <p>【事務局】</p> <p>福祉局副理事 向山 晴美 地域福祉推進室長 山口 美紀 他 地域福祉推進室4名</p> <p>【欠席委員】</p> <p>相澤 秀一 浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 須田 久子 さいたま大宮地区更生保護女性会 会長 利根川 善次 青少年育成さいたま市民会議 補導委員会 委員長</p>
傍聴人	0人

《配布資料》

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料 1 さいたま市第 2 期再犯防止推進計画説明資料
- ・ 資料 2 さいたま市第 2 期再犯防止推進計画（案）
- ・ 資料 3 再犯防止推進リーフレット

《次第》

1 開会

2 議題

- (1) さいたま市第 2 期再犯防止推進計画（案）について
事務局 資料 1、資料 2 に基づき説明
- (2) 再犯防止推進リーフレットについて
事務局 資料 3 に基づき説明
- (3) 国・民間団体等の動向について

3 その他

4 閉会

《内容》

2 (1) さいたま市第 2 期再犯防止推進計画（素案）について

明石委員（さいたま保護観察所）

先ほど、説明いただいた 6 8 ページにあります成果指標について、それぞれ令和 1 2 年に向けた設定目標がございます。「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人の割合 3 0 %」「社会を明るくする運動の認知度 3 0 %」「保護司の認知度 7 0 %」については、期待値としての設定と記載されているが、何らかの根拠や参考としたものがあれば伺いたいと思います。次ページの同参考目標「再犯者数 8 2 0 人」についても同様に、何らかの根拠や参考としたものがあれば教えていただきたいと思います。

事務局（地域福祉推進室）

成果指標の設定に関しまして「地方再犯防止推進計画策定の手引き」より、再犯者率・再入者率等の成果指標等については、地域における再犯防止を取り巻く状況等を踏まえ、必要に応じて設定することが考えられると記載がありました。第1期計画においては成果指標の設定はございませんが、他都市等の指標を参考に「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人の割合」「保護司の認知度」「社会を明るくする運動の認知度」を1年前に「インターネット市民意識調査」にかけたところでございます。結果は計画に記載がありますとおり、高い数値ではございませんでした。そこから、目標値を算出する際、1年度あたり、1%～2%の上昇で検討もいたしましたが、期待値として20%程度の上昇を見込み目標といたしました。再犯者数につきましては、同じく再犯者数の減少を目標としている埼玉県の再犯防止推進計画と同様に、年4%程度の減少を見込んだものとなっております。

増岡委員（浦和地区保護司会）

今のお話に関連しまして、昨年末に内閣府の方で更生保護世論調査の結果が発表されます。調査の内容も市のインターネット意識調査の項目と非常に類似する部分もありますので、参考に見ていただけるとよろしいのかなと思います。中にはおもしろい数字もありまして、我々にとっては嬉しくないことではあるのですが、「保護司を引き受けますか」という質問に対し、引き受けたくないという人が圧倒的に多いです。その他、社会を明るくする運動についても認知度が出ております。

事務局（地域福祉推進室）

情報提供ありがとうございます。国の統計があり、かなり類似している質問項目もあるとのことですので、我々も確認させていただき、市と国の統計の違い等、参考にさせていただきたいと思います。

（2）再犯防止推進リーフレットについて

質疑等なし

（3）国・民間団体等の動向について

明石委員（さいたま保護観察所）

保護観察所における地域活動と関係機関との連携について資料にある3点を説明いたします。1点目は更生保護に関する地域援助です。これは令和5年12月施行の改正更生保護法により始まったもので、保護観察や更生緊急保護の対象ではない方々、例えばかつて保護観察を受けていた人や、地域の人からの再犯防止等に関する相談があった場合に、保護観察所がその相談内容に応じて情報提供や助言を行い、関係機関を紹介したり、地域の支援を

円滑に受けられるようにしたりするものです。

2点目は更生保護地域寄り添い支援事業です。地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等に対する息の長い支援を確保するため、保護観察所が地域の関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に委託して、民間事業者が寄り添い支援員を配置して支援対象者や支援者に対する寄り添い支援を行っているものです。全国でさいたま保護観察所を含む4つの地域で行っております。

最後に再犯防止相談窓口周知カードの配布です。同カードは埼玉県が発行しているものですが、保護観察所では、保護観察を受けている方々の保護観察期間が終わる頃に、今後何か困ったら必要な支援を受けられるよう連絡してもらうため、本カードを配布しております。

佐藤委員（さいたま市社会福祉協議会）

今回は、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）の取組について、活動レポートを配布させていただいております。この取組につきましては、昨年度の協議会でも簡単にお話しさせていただきましたが、社会的孤立の状態にあつて、福祉的な支援が必要にもかかわらず、既存の制度や支援だけでは対応が難しい方、いわゆる制度の狭間にある課題を抱えた方等に対し、CSWが行政や関係機関、地域との連携のもと寄り添い伴走し、困難を抱えた方が排除されることのない地域づくりを目指すということで活動しているものでございます。令和7年度から市内4区（大宮区、桜区、浦和区、岩槻区）に配置し本格実施しております。

取組の報告ですが、令和5年度から先行してモデル的に取り組んでまいりました岩槻区の活動レポートを基にお話しさせていただきます。

まず、相談事例ですが、1つ目は、家事を担っていた80代の母親の緊急入院に伴う、50代のひきこもりの子の生活問題を掲載しております。2つ目は4人家族で介護や看病を1人で担っている若者ケアラーの事例となっております。

続いて、地域支援に向けた活動といたしまして、認知機能の低下等を理由に免許の返納を行った方々が地域で安心して暮らし続けるため、徒歩圏内で自由に過ごせるサロンの立ち上げを進めているという事例となっております。

最後に相談支援の実績が右側にごございますが、令和7年8月～10月の3カ月間の新規の支援実績が11件、支援の回数が264回となっております。内訳は資料のとおりですが、複合的課題を抱えるケースが増加している状況となっております。今年度から実施している大宮区、桜区、浦和区の3区の活動レポートは2月の発行に向けて準備をしておりますので、また別の機会にご報告できればと思います。

平原委員（埼玉弁護士会）

ありがとうございます。かなりの件数に対応されているなと思います。人員の配置は

どのようになっているのでしょうか。

佐藤委員（さいたま市社会福祉協議会）

各区1名のCSWの配置となっております。ただ、各区に事務所がございまして、職員は非常勤職員等含めまして7名程度の配置となっております。そういった職員も協力しながら、本日の事務局となっている市の地域福祉推進室と連携し取り組んでいるという状況です。

平原委員（埼玉弁護士会）

わかりました。支援の件数や取組を見ますと今後、人員を考える必要がある取組と思いを質問させていただきました。

清水委員（関東矯正管区）

令和7年度関東ブロック再犯防止シンポジウムについてのご案内となります。こちらは2月14日（土）の午後に実施いたします。再犯防止について、いろいろな方に知っていただきたいという広報イベントとなっております。今回は民間協力者による社会課題解決としての再犯防止の取組をテーマといたしまして、たくさんの方にリレー講演をしていただく内容となっております。講演は真ん中にプログラムがございまして、当事者の視点、事業者の視点、福祉の視点、社会の視点という4点のところを注目したしまして、それぞれご講演いただく予定となっております。ご講演いただく方のご経歴は裏面にごございます。さいたま市内でも事業を実施している社会福祉法人邑元会しびらき施設長の相浦様もパネリストとしてご登壇いただく予定です。

再犯防止に関しましては、様々な方にご協力いただいております、もう中々選びきれないし、本当にたくさんの方をお呼びしたいところではございますが、今回はこの講演者の方と学生の方もBBSをはじめ、たくさんの方の活動をしている方がいらっしゃいますので、短い時間ですけど発表いただいたり、ロビーでパネル発表もさせていただきます。

その後、パネルディスカッションもございまして、様々な分野で支援をされている方々が、相互に意見の交換をさせていただきまして、社会課題として再犯防止にどのように取り組むのか、そもそもなぜ再犯防止に取り組むのか、その必要性について、皆様と考えられる会議にできればと思います。現地でも参加いただけますし、同時にオンラインでも配信いたしますのでご都合よろしければご参加ください。

沢崎会長（埼玉大学）

ありがとうございます。埼玉大学にもBBS会がございまして、お知らせしようと思っております。

金本委員（埼玉県地域生活定着支援センター）

地域生活定着支援センターの昨年12月末までの出口支援、いわゆる矯正施設等から出られた方で福祉的な支援が必要な方の支援、それから福祉施設に入らないかの支援も我々行っているわけですが、正式な依頼があった件数は29件となっております。おそらく今年度中には40件近くになるのではと思っております。前年度に比べると件数は少ないかなというふうに思うのですが、実は今年度依頼があった分だけではなくて、特に出口支援の場合は、令和6年度に依頼があった方の出所等に関する協力をさせていただいておりますので、動いている件数としては前年どおりなのかなと感じております。

続いて、入口支援ですね、被疑者等の支援業務に関する12月末までの件数が13件。これは令和6年度と比べて同数となっております。あと1月に1件ありまして、2月3月で2件になるのかなと思います。出口支援で矯正施設を出られた方の場合は半年程時間的な余裕があるので、住居の支援、それから福祉サービスにつなぐ支援に時間があるのですが、入口支援で被疑者等の支援の場合は本当に数週間という中で動いていますのでなかなか難儀をしているところもあるのかなというところですよ。

入口支援、出口支援共に、居住先がグループホーム、それからグループホームにつなぐことが難しい場合には自立準備ホームという形で住まいの支援をさせていただいております。国の予算的な問題もあって、一時期、自立準備ホームを使えないという状況もあったのですが、補正予算も通ったということで、現在は使える状況になっております。我々が支援している方の中で、例年の傾向ではあるんですが、精神疾患をお持ちの方が結構多いというところが顕著となっております。ですから、医療にかかりながら地域で暮らすということになります。こういった方たちを医療につなぐ支援というところでは、もともと病院にかかっていた方であれば従前の病院につなぐこと。これはご理解いただける病院も多いんですが、状況によっては出入禁止のような形になってしまっているケースもございます。

それから、住居の支援に加えて、福祉的な支援についてですが、生活保護については、比較的苦勞せずにつなぐことができますが、障害福祉サービスについては、どこが支援機関になるかというところで苦勞することが多いです。直近では3ヵ月くらいかかりました。生活保護についてはQAや通知など明確に規定はありますが、障害福祉サービスの場合はもやっとしているところもあって自治体によっては、門前払いされてしまうこともあります。

3ヵ月くらいかかった方の場合は、以前生活保護を受けた自治体の方の対応が冷たかったと。そこで再び生活保護の相談ができずに、やむなく警察署に刃物をもって私を逮捕してくれといった方法をとってしまった。相談機関があるというのは大前提ではあるんですが、きちんと受け入れしてあげないと、せつかくの窓口がうまく機能しないなんてこともあると感想を持ったところですよ。

清水委員（更生保護法人清心寮）

私からの報告は本日の資料2の31ページに概要の記載がございますので、それに若干補足をさせていただきたいと思っております。私共は毎年、全国の刑務所といくつかの少年院から100人を超える人たちを受け入れております。受け入れている人たちの半分以上、場合によっては3分の2くらいが何らかの障害を抱えている方と高齢者です。それ以外に病院に通わなければならない疾病の人、薬物依存の人もおります。社会に自分の居場所を設けていくためには、かなりのプロセスをふまなきゃいけない人が多くなっており、関係者の方々には大変ご支援いただいているところでございます。埼玉の場合はありがたいことに、全国平均よりかなり早く社会生活に移行できているというふうに思っております。最近の特徴としては、受け入れた人たちが退所した後、最大で2年、私どもが訪問し、関わっていくということをしているのですが、その関わっていくスパンが長くなってきていると、息の長い寄り添いといわれておりますけども、孤立を防ぐための相談支援活動を地域に出て実施しており、年間で延べ300件近くとなっております。

次に、障害や高齢、その他いろいろな理由で福祉サービスを使用したい人が多くなっておりまして、地域生活移行プロセスの確保に努めております。それから、薬物依存回復プログラムですけれども、薬物依存の人も多くなってきておりまして、保護観察所とも連携して、認知行動療法に基づく体系的な依存回復指導を進めているところでございます。退所後も通所支援でプログラムを提供するなど、長期的な薬物からの離脱に取り組んでいるところでございます。

刑務所人口が減っていると言われておりますが、帰住先がない人の比率は一定数いて、そういった人たちを、いかに私どもが受け入れていけるかが課題だと思っております。

白石委員（白石工業株式会社）

白石工業では協力雇用主をしております。今までは、人手不足から非常に協力雇用主が増えたというふう聞いております。ただ、協力雇用主が増えただけで、いろいろな人が応募してくるといふ難しさの話や全然依頼がないという話をもらったりしております。そういった状況の中で十数年前に関西の方で日本財団の職親プロジェクトというのが始まって、3年前くらいに関東に事務局ができました。そして埼玉支部というのが令和7年11月に発足しました。

この職親プロジェクトというのは、矯正施設との協力により職業フォーラムという形で依頼があれば、各施設に行って会社の説明ができるようになりました。

今までは、ハローワークに登録してある事業者のことを矯正施設の中の就労支援の担当者がいろいろ話を聞きながら、本人の帰る場所の近くの会社等を選んでいたのが、施設からの依頼で協力雇用主が出向いて会社や業務を説明できるようになりました。とても画期的なことで、先週、私も甲府刑務所に行ってきましたし、昨年もずいぶん数多くのところへ行きました。矯正施設の中にいる人が、直接協力雇用主の話聞いて、ここで

働いてみたいとか、そういう仕事もあるのかといった気づきもあるかと思えます。

私はたまたま経験が長いので、協力雇用主というのはどういうものなのか説明をすることが多く、いろいろなことで依頼があります。昨年から喜連川では小学館が入っていて、就労に対する意欲があまりない人、出所して帰ればいいやというだけで、働くことを考えていない人を集めて、協力雇用主がどういうものなのか説明してほしいということで、また来月も行ってまいります。私どもの話を聞くことによって就職に対する意欲が湧いてきたとか、そのようないろんなことが車座になって話す機会が多くなっていくということで、待っているだけの協力雇用主ではなく自ら出向いて行って説明するということまでできました。

あとは、メタバース空間で各企業のブースを用意し、希望者はその空間の中で話すことができたりといった取り組みも進んでおります。

鈴木委員（さいたま少年鑑別所）

ここ最近の動向ということで、まず鑑別所としてですが、昨年の収容は469名でした。少年の収容というのは少子化もあって減ってきているところではあるんですけども、コロナ禍でさらに減って、明けてからは急に増えたりということもありますが、昨年は一昨年より減ったかなと、まあ同水準というか高止まりというところもあろうかと思えます。少年鑑別所では未決の少年を預かっていて、家庭裁判所で処分が決定すると、場合によっては少年院に送っていくということになるんですが、その少年に関しては、知的や精神、発達といった障害を有する少年を収容する施設の収容が大変逼迫してきており、少年を受け入れるのが難しく、別の選択肢を検討してくださいというようなことを言われることもあり、少年矯正に関しても、そういった方の収容や処遇が課題になってきているのかなと感じております。

私たちは、少年鑑別所として、少年の収容の他、地域の方の犯罪や非行に関する心理相談も行っておりますが、個人からの相談件数は昨年度と比較して増加傾向でございます。内容としては、小中学生の金銭持ち出しや、繁華街に出入りしてパパ活をしているといった内容でのご両親からの相談であったり、非行化が進んでたばこや飲酒、場合によっては万引きやバイクの乗り回しについて、どうしたらよいかといった内容で個人からの相談が多いです。機関からの相談件数自体は減っておりますが、やり方としてはこちらで件数を抱えるというよりは、機関の方の支援を援助するという形をとらせていただいております。最近では少年院や刑事施設を出られた方の援助というものも出てきており、地域生活定着支援センターや保護観察所と協力しながら、定期的な心理相談を引き受けたり、ケース会議に参加しております。私たちは心理相談なので、住居や金銭、福祉サービスに結びつく支援というのは難しいが、性格検査や知能検査を実施するノウハウを持っておりまして、非行や犯罪をした人がどういう背景でやっていたのか、本当は何を求めていたのか等の分析を行っております。

田中委員（川越少年刑務所）

川越少年刑務所ですが収容は落ち着いておりまして、私が着任したのが、2年程前ですが、その間、収容人数は800名前後で大きな変動はございません。

昨年の6月に拘禁刑がはじまりましたので、状況についてお話いたします。刑務所の中の雰囲気はあまり変わっておりません。その中でお伝えしたいのが、福祉的支援過程というのができました。刑務所の中でも知的や発達、精神といった障害のある人を1つの作業場に集めて集団で処遇することが始まっております。実際どんなことをしているかということ、埼玉県の作業療法士会に協力をいただきまして、塗り絵のようなもので集中力を持続させて、きれいなものができれば達成感を感じて、また作業に集中するようにしていくとか。あとはみんなで、トランプをして、コミュニケーション能力を向上させていくといった取組を行っております。また、別の作業所で、拘禁刑の特性に応じた柔軟な処遇を行うべくそういった特性を持った受刑者だけを集めた工場を設けるべく動いております。知的、精神障害などの特性をもった受刑者だけを集めた工場を刑務官がこれまで経験したことがないので、担当の刑務官の負荷があると見ているところです。担当に負担が偏らないように、所内で個別支援処遇チームを作って、心理専門官、教育専門官、福祉専門官といった専門的な職員がチームになって、個別に入所者の処遇を計画し、実施するといったことも動きだしております。

そういった実施状況を川越市の中央図書館の貸出カウンターの前で実施している様子や彼らが作った塗り絵、あとは関連図書とかも今月29日まで展示していただいているので、ご興味がありましたらお立ち寄りいただければと思います。

平原委員（埼玉弁護士会）

福祉的支援過程ということで、特性のある方を1つにまとめて集団処遇するということですが、居室というのは、そういう過程ごとになっているのでしょうか。

田中委員（川越少年刑務所）

最初に立ち上げた作業場があり、1人部屋なんですけど、フロアは同一のスペースで、作業場も実は広いフロアで行っているというところで他の人たちとは、別の環境となっております。

平原委員（埼玉弁護士会）

ありがとうございます。私もいろんな少年たちと出会うことがあり、そういったところで処遇されている中でも、処遇の違いに関して敏感だったり、結構レッテル貼りがちだったりとかあるので、気になって伺いました。そういった処遇の面だけでなく、集団の中でどういうふうに行動ができていくかということも見ていただけたらいい

いのかなと思います。

田中委員（さいたま地方検察庁）

検察庁といいますと罪を犯した人を起訴して刑事処罰を求めるという側面に焦点が当てられることが多いんですが、あくまで令和6年度の数值ですが、さいたま地検が送致を受けた事件が全部で54,271件ございまして、そのうち起訴したのは12,454件にとどまります。つまり約6割は不起訴処分となっています。そのため、検察庁においては、罪を犯したものの不起訴処分となった人や、刑事裁判において執行猶予や罰金刑の言い渡しを受け、刑務所に入ることなく社会に戻っていく人の社会復帰に向けた支援、いわゆる入口支援に積極的に取り組んでおります。さいたま地方検察庁では、現在、入口支援を行う専門の部署として、総務部の中に刑事政策総合支援室いうものを設置しております。そこで外部の社会福祉士をアドバイザーとして登録し、アドバイスを受けながら、福祉事務所や保健所、地域包括支援センター等の福祉機関や医療機関、保護観察所や地域生活定着支援センター等の更生保護関係機関と連携し、様々な問題を有して社会に生きづらさを抱えている被疑者、被告人等を息の長い支援につなげることで、再犯防止に資する努力をしているところです。

息の長い支援ということで、一つご紹介したいのが、令和5年12月1日に施行された改正更生保護法によって、更生緊急保護の拡充が図られたということです。平成27年度から起訴猶予が見込まれる勾留中の被疑者のうち、特に支援の必要が高い者に対しては、当庁と保護観察所が連携して、当庁からの協議に基づいて、保護観察所が勾留中から生活支援や就労支援等の社会復帰支援を内容とする調整を行うという運用を試行的に行っておりました。令和3年には、その対象を被告人にも拡大しました。令和5年の更生保護法の改正によって、これまで運用上なされていたにすぎなかった被疑者段階からの生活環境調整が法制化されました。これにより、刑事手続きにおける早い段階から社会復帰支援のための調整を行うことが制度として保障されることになりました。また、更生保護法の改正によって、更生緊急保護の対象が拡充されて、この対象に処分保留で釈放された被疑者も含まれるようになったため、従来は支援が難しかった処分保留で釈放された人にも更生緊急保護制度を利用させることができるようになって入口支援に拡充が図られることになったと言えます。支援室が事件を担当する検察官から入口支援の相談を受けた件数は、令和5年度は253件、令和6年度は308件でした。令和7年度は12月末時点の数值で173件ありまして、そのうち社会福祉士のアドバイザーにつなげて相談を依頼した件数は29件ありました。入口支援については、勾留期間が厳格に規定されていることや、身柄の釈放と同時に支援につなぐ必要があるといった事情から、本当に短期間での調整が必要になることが多くて、関係機関の皆様には日頃よりご負担をおかけしているところですが、何卒ご理解いただき、引き続き検察庁における再犯防止の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

辻本委員（NPO 法人埼玉ダルク）

埼玉ダルクは開所して22年目になったんですけど、現在行っている活動は、さいたま市にデイケアが2カ所、ホーム（入寮型）が1カ所、川口市にホームが1カ所となっており、ホームについては、保護観察所の方から自立準備ホームとして声をかけてます。相談事業については、本人やご家族から電話相談を受け、それから、来所相談、環境調整を行っています。それ以外にインターベンションプログラムというのがありますが、今はあまり力をいれてません。これは、覚せい剤等の違法薬物を使用し、裁判中の人にメッセージを伝える活動です。なぜ力を入れていないかというと、弁護士会の協力のもと、100件面会に行き、出所後に来たのは1人でした。そういうのもあって、今は手紙のやりとりに力を入れています。本人が希望すれば、面会もできますが積極的に面会に行くというのはあまりやっておりません。遠方だと費用もかかります。本当にやる気のある人に絞って面会することは効果があると思っています。まず、判決が出る前に会いに行くんですが、この時が一番謙虚なんです。あとは、刑務所に行った人達ですが、すごく重視していて、だいたい週に1通くらい手紙があり、その人と文通しながら出所後どうするかをやり取りしています。インターベンションプログラムをやっている、ダルクの考え方としては、違法薬物を使うことは犯罪、でもやめられないことは病気だと考え、その病気の部分について手助けを行っています。手助けの中で、今年の電話相談は799件です。そのうち、さいたま市は165件です。来所相談でダルクに来た数が175件。そのうち、さいたま市は38件でした。訪問については、司法は裁判所や刑務所含め22件訪問しています。全体では88件です。インターベンションプログラムでの手紙のやり取りが延べ70通、件数だと22件です。デイケア利用者数が65件ホームに入所した人は10人です。

最後に、最近の課題でお話しさせていただくと、20年前にダルクが開所したころの使用薬物は覚せい剤が8割でした。それから危険ドラッグが大流行して、覚せい剤を使用する人が減り始めて、現在は3割くらいです。残り3割は大麻で、最近すごく増えたと感じるのが風邪薬なんです。若い人のオーバードーズが増えています。一番怖いのは、アメリカで流行しているフェンタニルが錠剤として流行し始めているので、どこまで浸透しているのか。ダルクでは関われないような薬物ですので。その背景にあるのは、相談に来られた若い人たちに見え隠れするのは、やっぱり障害です。特に多いのはIQの低さで70前後の人が多いです。この人達は大麻で来るんですけど、話を聞いてみたら、特殊詐欺をやったとか銀行口座を売ったりとかいろんな悪いことをやってるんですが、私たちは病気としてケアをしていて、最後まである程度やった場合は、再使用しないので、再犯防止につながっているのかなと思っています。

野中委員（さいたま市民生委員児童委員協議会）

民生委員・児童委員が支援する内容は非常に多岐にわたっております。1番携わっている中で多いのは高齢者の問題です。介護保険、高齢者の問題に伴う生活困窮の問題が増えております。後は、住居の問題も増えております。子育て関係、家族関係と虐待もあります。薬物の話がありましたが、携わる件数としては少ないかなと思います。外国人の方の問題も少しずつ増えています。

地域の中には刑務所を出所した方もいるかと思いますが、民生委員・児童委員にはその旨知らされません。個人的には知らされなくて良いのかなと思っています。どの住民の方にも同じように接していくということが大切なと思っています。困りごとの相談を受けた場合には、よくお話をお聞きして、区の福祉まるごと相談窓口や市社会福祉協議会、先ほど話にあったCSW、地域包括支援センターにつなぐといった支援をしております。つないだ後も見守りや声かけをしております。地域で孤立することがないように顔の見える地域、支えあい助け合いのできる地域、防犯・防災を推進する地域を目指して、民生委員児童委員協議会及び地区社会福祉協議会の活動を通じて、自治会、地域団体、学校等とも連携した活動をしております。犯罪をさせないことも大事ですが、地域サロン等を開く際には犯罪被害者にならないよう、注意喚起もしています。これらの活動が少しでも再犯防止、それから地域防犯につながればよいと考え活動しております。

平原委員（埼玉弁護士会）

埼玉弁護士会の主な更生保護の分野での活動としましては、シェルターを設けて、特に被疑者、被告人段階で社会復帰を図る方の一時的な居所を提供するといった事業を引き続き行っております。概要は資料2の41ページにも掲載がありますのでご覧いただければと思います。実施の状況としましては、令和7年度のさいたま市内にある施設だと申し込みベースで20件弱くらい、受け入れベースだと10件弱くらいかなというところで、今年度は利用が少ないかなと思っています。特に経営の方が難しくなっている背景としましては、高齢の方が非常に増えたということと障害の程度が大きく、複合的な支援が相当必要と思われ受け入れられないというケースが若干増えつつある印象を持っております。背景としましては、連携等も取られるようになって、利用可能な場所が増えたという一面もあるかと思いますが、繰り返しの事件が起きてしまうケースについては、ベースとなっている問題が大きい方が増えているのかなと感じます。近年、福祉的支援のコーディネートを充実させる必要があるようなケースにつきましては、地域生活定着支援センターの方に弁護人の方からご相談させていただくようなフォーマットを作っております。

もう一点、最近の取組としましては、今は主に入口支援と言われている分野なんですけれども、出口支援の方にも弁護士としての活動を広げていく必要があると考え、関東矯正管区ともお話をさせていただいて、他の地域だと、寄り添い弁護士活動なんていう言葉でやっているんですが、少し取り組んでいけないかというところで協議を始めてお

ります。

増岡委員（さいたま浦和地区保護司会）

我々の保護司としての活動は大きく分けて2つございます。1つは保護司活動で、直接犯罪や非行をした人と向き合うことです。月に2度くらい面談をするんですけども、長い人で5年間お付き合いするわけですが、そういう方々の日常生活の変化を敏感にとらえて、再犯をする可能性とか、生活に異常な状況が見受けられるとかそういうところを見極める活動が処遇活動です。それを保護観察官にお伝えして、再犯を防ぐということも活動になります。

もう1つ重要な活動が地域活動で犯罪や非行を予防する活動を行っています。典型的なところは、第2期再犯防止推進計画にも盛り込まれておりますけれども、社会を明るくする運動という活動をしております。これらは当然保護司だけでかなうものではありませんので、更生保護団体の皆様に力添えをいただきながら活動を展開しております。

ここ数年、我々の活動、保護司の環境が目に見えて変化しているという状況がございます。この大きなきっかけになったと思うのが、一昨年の大津の保護司殺害の事件です。国では、早々に持続可能な保護司制度の確立ということで検討会を立ち上げていただいて、その年の10月にその検討結果を報告していただいたということがありました。そして昨年、高市総理が治安・安全の確保のところでも再犯防止における保護司の重要性というものに触れていただきました。保護観察所からお聞きしたことです。歴代の総理で所信表明の中で保護司という言葉を使っていたのは初めてと聞いております。そういう背景の中で、保護司の担い手不足だったり、保護司の安心安全な活動を担保するため、昨年末の臨時国会で保護司法の一部改正が成立し、今年がその施行の年になるという、ここ数年の中で保護司を取り巻くものが目まぐるしく変わってきているという状況があります。その中で、市長や議長にご理解をいただいて、昨年の6月の定例市議会の中で市議会議員と市の執行部の皆さんが議場で黄色い羽根を着用していただいた。これは、さいたま市だけのピンポイントだけでなく、当たり前ですけど、全国に展開を広げてもらうことが大事なことです。総理大臣が赤い羽根や緑の羽根を着けているシーンをテレビで見たことはあっても、黄色い羽根を着けているところをご覧になったことはないんじゃないかと思えます。昨年、法務省の方と話しをした際に、内閣府の方に着用をお願いしているという話を伺いました。そうしたら、昨年7月が強調月間なんですけど、石破総理が黄色い羽根を着けてテレビの画面に映ったという状況を見かけました。こういうふうに運動が拡大していくことは非常に大事なことだと思います。今回、観察所と県保護司会の尽力もあって、もう少し輪を広げ、県内まで視野に入れた活動も展開していきたいという思いがあると伺っております。実現できると、ありがたいことにつながると期待しております。

眞鍋委員（埼玉県警察）

県警では、再犯防止というところより、どうしても検挙が重視されてしまうような状況があります。従来からの取組として、暴力団離脱者の関係で県の暴力追放・薬物乱用防止センターとの連携で、暴力団から離脱したいという者に対して離脱方法のアドバイスであるとか、就労支援、社会復帰支援の体制を持っている状況です。薬物依存関係では、執行猶予判決が見込まれる者に対しての再乱用防止に資するための法的機関の情報提供を行っております。あと、少年非行防止関係でいうと、非行少年の立ち直り支援ということで、継続的に指導、助言を実施するとともにボランティア等と協力して学習支援や農業体験といった取り組みを行っております。各機関の様々な取組により再犯防止が進めば、犯罪全体の件数の減少につながっていくのかなと思います。今後も各機関との連携が重要と考えているところです。

3 その他

平原委員（埼玉弁護士会）

聞きそびれてしまったところがありまして、資料2の19ページで保護司数、保護司充足率を加えていただいたところの表記に関心を持ったので、質問をさせていただきます。大宮、岩槻の方で保護司数が低下してしまっていて、掲載をどうこうということではございませんけれども、保護司の増減の状況やその要因について、お伺いしたいと思いました。というのも、これから市も含めて連携していく上でどういうところが対策として有効なのかというところを考える要素として少し聞ければと思いました。

明石委員（さいたま保護観察所）

さいたま大宮等で保護司の数が減少しているということですが、これは埼玉県全体、全国でも同様の傾向があります。理由は様々あると思いますが、1つは、保護司の高齢化です。任期が2年間で76歳の後に再任の時期が来ますと定年により保護司が退任し、数が減るということもあります。また、以前は保護司が退任される際に、地域の方を後任の保護司候補者として推薦して下さっていたことがありましたが、時代とともに地域も変わってきて、そのようなことが難しくなってきたということがあります。

先ほど、保護司法の改正の話もあったのでその点についてもお話しさせていただきます。保護司法を改正する法律が令和7年12月に成立し、1年後に施行の予定ですが、この改正により、保護司の任期が今まで2年だったのが3年になるほか、地方公共団体の保護司会に対する協力が努力義務の規定になります。また、保護観察所では大津の事件を踏まえて保護司の方々の安全確保や精神的負担軽減のため、面接場所として地方公共団体の施設の一部を使わせていただくなど、地方公共団体にも協力をいただいているところです。さらに、保護司活動のための必要な実費を確保することについて法務省で取り組んでいる旨承知しています。保護司の適任者の確保に関しては、保護司会にお

いてもそれぞれ取り組んでおられますので、増岡会長から、さいたま浦和地区保護司会の取組についてもお話を伺いたいと思います。

増岡委員（さいたま浦和地区保護司会）

浦和地区保護司会は19ページの統計では、すごく高いように見えるんですが、明石委員のお話にあったように高齢化しており、私どもの方でも、ちょうどごそっと退任を控えている状況です。当然危機感がありまして、どうこれを切り抜けるかというところが課題となっております。まずは、保護観察所あるいは国の方で制度として、保護司候補者検討協議会というものを開催してくださいというのがあります。この協議会というのは、更生保護に携わる各団体の方が一堂に会していただいて、誰か紹介してもらえませんかという話はあまりしないで、保護司の役割や各団体の課題をお聞きしながら共通認識を図ることを目的としています。この5月25日付け委嘱を受ける方で手を挙げていただいた方がいらっしゃいます。

もう一つ、我々が保護司になりませんかとお話をしても断られる方が多いです。ただ、活動については理解していただける人もたくさんいらっしゃいます。こういった方達との関係をつなぎとめるために、保護司活動メンバーシップ制度を作っていただきました。これは、保護司を断られる方の中には、仕事や家庭の事情で無理だという方も多いため、そういった方をつなぎとめるために作っていただきました。スタートと同時に2人登録していただきました。登録していただくと、保護司会の会報や機関誌等により定期的に保護司会の情報を提供することで、様子を見て、そろそろやってみませんかと聞いてみるとか中長期的な話にはなるのですが、保護司の確保に向けて動いております。

保護司の推薦に関しては、最近の傾向としては、自薦の方が多いです。私も驚いたのが、昨年12月の6人の新任保護司のうち5人が自薦です。このように自薦で手を挙げる方というのは本当に未知数ですので、複数人で面談をして人間性を見極めさせていただきます。1人でも多く確保したい状況ですが、面接した保護司から、どうしてもこの方は無理だと思ふという報告を受けることがありました。人の更生を支援する立場になりますので、そういったこともあります。それを前面に出しても手を挙げてくれる方がいなくなるので、入口は柔軟に考えつつ、実際に担当をお願いする段階ではそれなりにハードルを越えていただく必要はあると考えております。

4 閉会